

(別紙)

1 全体事項

- (1) 本施設は建物の完成後に入居するテナントにより機器類の設置や運用が行われる予定であり、供用後の施設からの環境影響の未然防止のためにはこれらテナントの協力が必須であることから、契約前に近隣への環境配慮について要請するとともに、契約後もテナントに対し環境面の改善を依頼できる体制を確保することとし、その旨を評価書に記載すること。

2 個別事項

(温室効果ガス等)

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向けて建築物の脱炭素化は極めて重要であることから、本事業はZEB Ready以上を目指す計画であるが、太陽光パネルの最大限設置と高効率設備の導入・断熱化等により、できる限り『ZEB』を目指すとともに、その取り組みと効果について要約書にも記載する等、積極的に公表していくこと。
- (2) 温室効果ガス削減量の予測にあたっては、太陽光発電による削減量だけでなく、省エネによる削減を反映させた推計についても評価書に記載すること。
- (3) 太陽光パネルの設置及び廃棄の段階においても二酸化炭素は排出されることから、施設の稼働による二酸化炭素排出量のうち太陽光発電による二酸化炭素削減量については、ライフサイクル全体を考慮した予測評価を行うとともに、その結果について評価書に記載すること。